

労働基準広報

No.2221 2025

11/11

CONTENTS

特集 両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）の改正 — 7

柔軟な働き方選択制度を3つ以上導入し 対象労働者が制度を利用した場合に支給

（編集部）

●労働局ジャーナル ————— 6

東京都最低賃金引上げを前に最賃改正と
助成金等の支援策についての周知を図る

〔東京労働局〕

●相談です！ 弁護士さん ————— 28

相談87「情報公表義務が拡大するそうですが…」
～改正女性活躍推進法への対応～

101人以上の企業は男女間賃金差異と
女性管理職比率の情報公表に対応を

（執筆／弁護士・中込律子（ユナイテッド・コモンズ法律事務所）

（監修／北海学園大学法学部教授・浅野高宏）

●労働判例解説／国・亀戸労基署長事件 — 36

（東京地裁 令和6年11月14日判決）

労災保険法の「労働することができない」の意義
少なくとも軽作業に従事可能な状態なら
一般的に労働不能の状態といえない

（弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕）

●NEWS ————— 1

◆ 改正入管法及び育成就労法の関係政省令等が
公布／育成就労制度は令和9年4月1日に施行

◆ 第56回 労働政策審議会（本審）／働き方改
革関連法や企業価値担保権等に意見多数

◆ 第84回 雇用環境・均等分科会／来年4月
施行の改正女活法への対応方針案を検討

◆ 11月は過労死等防止啓発月間／長時間労働
是正等に向けた重点的な監督指導実施

◆ 労働者協同組合の設立状況／労協法の施行
後3年で36都道府県・168法人設立

◆ 令和7年版 労働経済の分析／効率化・処
遇改善・柔軟な雇用管理の重要性報告 ほか

●わたしの監督雑感 ————— 26
埼玉・熊谷労働基準監督長 木下勝規

●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ^⑧ ————— 48
（労働評論家・飯田康夫）

●労務相談室だより ————— 56

労務相談室

回答者

解雇・退職	〔体調不良理由に半分程度の出勤〕診断書を提出させたいが	50	弁護士・山口毅
社会保険	〔協会けんぽから社員の自宅に資格確認書〕届いてない者もいるが	52	特定社労士・三戸礼子
安全衛生	〔定期健康診断の問診とストレスチェック〕同時に実施できるか	54	弁護士・岡村光男